

# 壬生町ひと親等応援ぶっく



令和6年11月発行

壬生町子ども未来課  
☎0282-81-1864

# はじめに

ひとり親家庭になることを考えたとき、予期せずひとり親家庭になってしまったとき、そして、ひとり親家庭として歩み始めたとき…。その時々でお子さんとともに、日々の様々な課題に向き合い、未来に向けて頑張っていこうと思っていच्छることでしょう。

どうかひとりで頑張りすぎないで相談してください。いろいろな制度を利用して少しずつ進んでいきましょう。



## …離婚を考えている方に…

P1

## 1.ひとり親家庭の主な手続きのこと

P2

- (1) 役場等で行う主な手続き
- (2) その他、状況によって行う手続き

## 2.困ったときの相談

P3

- (1) 子どもや家庭についての相談
- (2) 養育費や親子交流についての相談

## 3.手当等助成のこと

P4-5

- (1) 手当等について
- (2) 年金について

## 4.暮らしのこと

P6-9

- (1) 子育て支援サービスについて
- (2) 日常生活支援について
- (3) 貸付について
- (4) 住まいについて
- (5) その他の支援について



## 5.学費等のこと

P10-13

- (1) 学費等について

## 6.仕事のこと

P14-16

- (1) 就労支援について
- (2) 資格取得に向けての給付金等について

## 7.優遇制度について

P15-16

- (1) 税の軽減について
- (2) その他の制度について

## ※参考資料

- (1) 法務省 参考資料 **P17-**  
・子どもの養育に関する合意書
- (2) DVに関するリーフレット



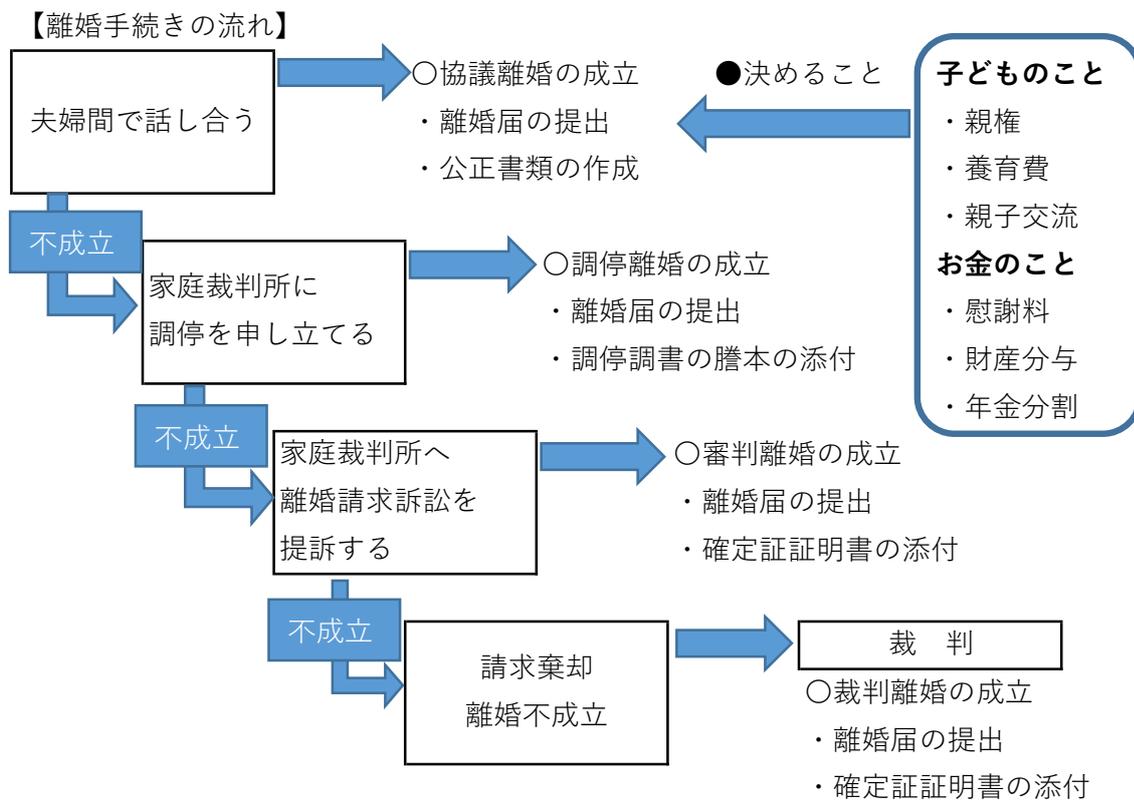
# ・・・離婚を考えている方に・・・

ひとり親になると、生活状況が大きく変わります。離婚した後の生活（子育て・住まい・仕事・経済状況）の設計が重要です。少しずつ情報収集していきましょう。

また、親権、養育費、親子交流、財産分与、年金分割などについても決める必要があります。話し合いがまとまらない場合には、調停等により解決を目指しましょう。

## 【注意！】

取り決めた内容については、後日揉め事が生じないように、口約束ではなく書面に残しておきましょう。特に養育費の取り決めに関しては、支払いを確実に実施してもらえるように、強制執行がとれる公正証書を作成しておくことをお勧めします。



法務省ホームページを参考にしてください！

「法務省 離婚」で検索

- ・合意書ダウンロード
- ・養育費算定表（※参考；裁判所のサイトに移動）



日本司法支援センター「法テラス」

サポートダイヤル ☎0570-078374

離婚について相談できます！

月～金：9時～21時

土：9時～17時

（日曜・祝日・年末年始除く）

# 1.ひとり親家庭の主な手続きのこと

主な手続きを掲載しましたので、必要に応じて参考にしてください。

## (1) 役場等で行う主な手続き

	主な手続き	問い合わせ先	対応時間
①	戸籍（離婚や子の氏の変更等）や住所異動、印鑑登録の変更、マイナンバーカード等に関する手続き	●住民課 ☎0282-81-1824	8：30～17：15 （年末年始を除く）
	離婚等に伴うお子さんの氏の変更については、一般的には家庭裁判所への申立てが必要です。	●宇都宮家庭裁判所 栃木支部 ☎0282-23-0579	平日8：30～17：00 （土日・祝日・年末年始を除く）
②	国民年金・国民健康保険の加入・変更に関する手続き	●住民課 ☎0282-81-1832	平日8：30～17：15 （土日・祝日・年末年始を除く） 
③	児童手当・こども医療費助成に関する手続き 児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成に関する手続き 保育園・放課後児童クラブに関する手続き	●こども未来課 ☎0282-81-1864	
④	小学校・中学校転校等に関する手続き	●学校教育課 ☎0282-81-1870	

### 【延長窓口】

住民課・こども未来課では、毎週月曜日に19時まで延長窓口を実施しています。  
（祝日、年末年始を除く）

延長窓口の時間帯は、他の機関へのお問合せが必要な手続き等については取り扱えない場合がありますので、ご注意ください。

## (2) その他、状況によって行う主な手続き

- 身分証明書の変更手続き（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、ほか）
- 銀行口座、クレジットカード、生命保険、電話、電気、ガス、水道料金、車検等にかかる住所・氏名、引き落とし口座等の変更手続き

## 2.困ったときの相談

困っていることや悩んでいること  
お気軽にご相談ください。



- (1) 子どもや家庭についての相談

### 壬生町子ども家庭センター「ぱれっと」 どんな相談にも応じます！

必要に応じて、保健師、助産師、社会福祉士、保育士、家庭相談員などの専門スタッフが、皆さまが抱えている悩みを一緒に解決する手助けをします。

☎ **0282-81-1864**      ✉ [kodomo@town.mibu.tochigi.jp](mailto:kodomo@town.mibu.tochigi.jp)

月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 8：30～17：15



- (2) 養育費や親子交流についての相談

#### 養育費

養育費とは、子どもが自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などことをいいます。

親の子どもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、離れて暮らすことになっても変わりません。養育費は子どものためのものですから、子どもと離れて暮らすこととなる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。なお、養育費は離婚後であっても請求が可能です。

#### 親子交流

親子交流は、子どもと離れて暮らしている父または母が、子どもと定期的・継続的に会って話しをしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流することをいいます。離れていても、どちらの親からも大切にされていると感じるが子どもの健やかな成長のために大切なことですので、子どもにとって望ましい親子交流について話し合い、無理のないように取り決めることが大切です。

#### ●養育費等相談支援センター

平日（水曜日を除く） 10：00～20：00

水曜日（祝日を除く） 12：00～22：00

土／祝日                      10：00～18：00

☎ 03-3980-4108

メール相談      [info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp)

フリーダイヤル

**0120-965-419**

（携帯電話は利用不可）

#### ●母子・父子自立支援員

栃木県県南健康福祉センター（下都賀福祉事務所）      小山市犬塚3-1-1

☎0285-21-2216

平日のみ

9：00～16：00

#### ●母子家庭等就業・自立支援センター

（パーティとちぎ男女共同参画センター内）

宇都宮市野沢町4-1

☎028-665-7801

火～日曜日

9：00～16：00



### 3.手当等助成のこと

ひとり親家庭になって申請できる可能性がある手当等について記載しました。支給条件等、詳しくは各問合せ先でご確認ください。

#### (1) 手当等について

##### ① 児童手当

こども未来課 ☎0282-81-1864

高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給します。

・原則、保護者のうち所得が高い方が受給者になりますが、離婚を前提とした別居等の場合には受給者を変更することができる場合があります。

支給月	2月・4月・6月・8月・10月・12月の原則15日		
支給月額	第1子・第2子	3歳未満	15,000円
		3歳以上	10,000円
	第3子以降		30,000円

##### ② こども医療費助成

こども未来課 ☎0282-81-1864

高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童の健康保険診療の自己負担分を助成します。

・県内の医療機関では、現物給付（窓口負担なし）でご利用いただけます。受給資格者証を窓口で掲示してください。

・住所・氏名・加入保険に変更があった場合には届出が必要です。

##### ③ 児童扶養手当

こども未来課 ☎0282-81-1864

・ひとり親家庭の自立と生活の安定のための手当です。

・前年中（または前々年中）の所得額（養育費の8割相当額も含む）に応じて手当額が決定します。一定以上の所得がある方は対象とならない場合があります。

・扶養義務者（同居している親や兄弟姉妹、18歳以上の子）がいる場合は、その方の所得の制限があります。

・遺族基礎年金を受給している場合は、年金受給月額が児童扶養手当月額より低い場合に差額が貰えます。

・障害年金を受給している場合は、障害年金の子の加算額と児童扶養手当の額との差額が受給できます。

・生活保護を受給している場合は児童扶養手当額は収入認定されます。

支給月	1月・3月・5月・7月・9月・11月の原則11日		
支給月額 R6.4.1現在	区分	全部支給	一部支給
	1人目	45,500円	10,740円～45,490円
	2人目	10,750円の加算	10,740円～5,380円の加算
	3人目以降	6,450円の加算	6,440円～3,230円の加算

## ※一部支給停止措置にご注意ください！

児童扶養手当は、ひとり親家庭の自立を助けるための手当です。

児童扶養手当の受給から5年または、支給要件に該当したときから7年を経過すると、手当額が減額（およそ半額）になります。

ただし、必要書類を添付して届出をすれば減額されない場合がありますので、お知らせが届きましたら期限までに手続きしてください。

### ④ 遺児手当

こども未来課 ☎0282-81-1864

・父母の一方又は両親が死亡した義務教育終了前の児童を養育する方で、町民税の所得割額が課せられていない方に遺児手当を支給します。

支給月	6月・9月・12月・3月
支給月額	児童1人あたり月額3,000円

### ⑤ ひとり親家庭等医療費助成

こども未来課 ☎0282-81-1864

- ・ひとり親家庭等の親や児童について、健康保険診療の自己負担分を助成します。
- ・児童扶養手当の受給要件と同等の所得要件等があります。
- ・高額療養費や入院時の食事療養費等の保険外診療分は対象なりません。



## (2) 年金について

### ① 国民年金保険料の免除申請

住民課 ☎0282-81-1832

経済的事情で保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が免除される制度があります。

### ② 遺族年金

一定の働き手の方や年金を受け取っている方が亡くなられたときに、ご家族に給付される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況によって、支給要件等が異なります。

- ・ 国民年金 →→→ 住民課 ☎0282-81-1832
- ・ 厚生年金 →→→ 栃木年金事務所 ☎0282-22-4131
- ・ 共済年金 →→→ 加入していた共済組合

### ③ 離婚時の厚生年金分割

離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

申請場所 栃木年金事務所 ☎0282-22-4131

申請期限 離婚した日の翌日から2年間

ただし、調停等が長期化した場合は調停等の成立から6ヶ月以内とする。

## 4.暮らしのこと

ひとり親家庭のみなさんの暮らしの参考にしてください。

### (1) 子育て支援サービスについて

#### 各種保育サービス

こども未来課 ☎0282-81-1831

保育施設等における支援メニューとして、延長保育、一時保育、病児保育、障がい児保育等多様なサービスを提供しています。

#### 病児保育事業

ステラ獨協前保育園 ☎0282-85-1010

病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合にご利用できます。医療機関で「診療情報提供書」を書いて貰ってご提出ください。

- 実施場所…ステラ獨協前保育園内病児保専用室
- 対象者……乳幼児から小学3年生まで ●定員…1日あたり3名
- 保育時間…午前8時から午後5時まで（月～土）※日曜、祝日、年末年始を除く
- 利用料金…1日あたり2,000円（非課税世帯は500円）



#### 放課後児童クラブ（学童保育）

こども未来課 ☎0282-81-1864

放課後や長期休業中等に、保護者の就労などの理由で家庭での保育が受けられない小学生を対象に、保護者に代適切な遊びや生活の場を提供します。

また、就学援助制度の認定を受けている世帯を対象に、学童保育利用料の一部補助も実施しています。

#### ファミリー・サポート・センター



☎0282-86-0132

子育ての手助けをしてほしい人と、子育てのお手伝いをしたい人とが会員になって助け合い、子どもの健やかな成長を地域で応援していく組織です。

保育園・小学校・習い事への送迎、一時的な預かり、家事援助などを行います。

～ご利用の流れ～

※ご利用には事前登録が必要です。

- ①センターに依頼内容を申し込む → センターが協力会員に依頼する
- ②依頼内容について打ち合わせのうえサービスを利用し、利用料金をお支払いする。

～利用者負担額～

利用時間	1時間あたり
月～金曜日までの 午前7時～午後7時	700円
土日祝日及び年末年始・平日の上記以外の時間	800円

#### 一時預かり保育事業

子育て支援センターつばめ ☎0282-25-7773

壬生町在住で保育園や幼稚園に在籍していない児童（月齢4ヶ月～3歳）を対象に、一時預かり事業を実施しています。事前登録が必要です。

保育時間	月～金曜日 午前9：00～午後4：30
実施場所	壬生町子育て支援センター「つばめ」
保育料金	1日 2,000円（※利用時間が4時間以内の場合は1,000円）
利用回数	お子様1人につき月5回まで

## ショートステイ事業

こども未来課 ☎0282-81-1864



児童の保護者が一時的に養育が困難になった場合に、児童福祉施設等でお子様をお預かりいたします。

～ご利用の流れ～

- ①利用希望日が決まりましたら、7日前までにこども未来課へ申出てください。
- ②こども未来課で利用施設の調整をいたします。
- ③利用が決まりましたら、利用者負担金を役場にてお支払いください。
- ④利用先の施設に注意事項等をご確認のうえ、ご利用ください。

※ご利用日数は、基本的には7日間です。

～利用者負担額～

利用者区分	2歳児未満	2歳児以上
一般の世帯	5,350円（日額）	2,750円（日額）
非課税世帯・課税されているひとり親世帯	1,100円（日額）	1,000円（日額）
生活保護世帯・非課税のひとり親世帯	0円	0円

～お預かり施設～

施設名	住所	電話番号
済生会宇都宮乳児院	宇都宮市竹林町945-1	028-626-5511
すみれ乳児院	小山市三峯2-1-21	0285-38-9066
児童養護施設さずな	宇都宮市陸町3-7	028-633-5626
児童養護施設アリスとテレス	野木町南赤塚1219-3	0280-57-0015
児童養護施設ネバーランド	鹿沼市下奈良部町1-81	0289-71-1103

※利用施設はご希望に添えない場合があります。

※母子保護施設にて緊急一時的に母子ともにお預かりすることも出来ます。

### (2) 日常生活支援について

#### ● ひとり親家庭等日常生活支援事業 県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

ひとり親家庭や寡婦の方が、病気や冠婚葬祭、学校の行事、就職活動等で、育児や家事に困ったとき、一時的に家庭生活支援員を派遣します。

～利用者負担額～

利用者区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯・住民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当受給水準世帯	150円	70円
前記以外の世帯	300円	150円

【援助内容】乳幼児の保育、食事の世話、住居の清掃、身の回りの世話、買い物

～ご利用の流れ～

- ・派遣を希望する家庭は、事前登録が必要です。（緊急時は要相談）
- ・利用希望の際には、県南健康福祉センター又は（公財）栃木県ひとり親家庭福祉連合会（☎028-665-7801）にお申込みください。



(3) 貸付について

● **母子父子寡婦福祉資金貸付** 県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

ひとり親家庭や寡婦の方が経済的に困ったときに、生活の安定を図るための貸付制度です。(貸付の種類：就学支度・修学・就職支援・修業・事業開始・事業継続・技能取得・医療介護・生活・住宅・転居・結婚)

● **生活福祉資金** 壬生町社会福祉協議会 ☎0282-82-7899

他資金から借入が困難な低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行っています。なお、上記の母子父子寡婦資金貸付の対象となる方は、当該資金の貸付を優先してください。

● **ひとり親家庭等小口貸付金** 栃木県ひとり親家庭福祉連合 ☎028-665-7801

県内に3ヶ月以上居住している20歳未満の子を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、又は寡婦の方を対象に、緊急に必要とする生活資金(5万円未満)の貸付を行っています。

(4) 住まいについて

● **公営住宅の優先入居**

母子及び父子家庭の方は、県営住宅又は町営住宅に優先的に入居できる場合があります。下記に近隣の問合せ先を記載しましたので、参考にしてください。

住宅の種別	申込・問合せ先	所在地	電話
<b>県営住宅</b> (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町)	栃木県住宅供給公社 中央支所	宇都宮市仲町1-1 栃木県地域づくり機構ビル2階	028-626-3198
			
<b>県営住宅</b> (栃木市・小山市・下野市・壬生町)	栃木県住宅供給公社 栃木支所	栃木市神田町6-6 県庁下都賀庁舎3階	0282-23-6604
※県営住宅優先入居の条件…配偶者のいない方で20歳未満の子を扶養する方			
<b>町営住宅</b>	壬生町建設課住宅係		0282-81-1849

● **母子生活支援施設** 県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の問題のため、子どもの養育が充分でない場合などに、子どもと一緒に利用できる施設があります。

[援助の内容]

居宅を提供するほか、母子指導員、少年指導員などがお母さんの生活相談に応じたり、子どもの学習指導・生活指導などを行っています。

※所得に応じて費用負担があります。



(5) その他の支援について

### ● 生活困窮者自立支援制度

県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

仕事や就職活動に不安がある（仕事が長続きしない、仕事の経験がない）、経済的な問題で困っている、家計管理がうまくいかないなど、生活の問題を抱える方はどなたでもご相談ください。

健康福祉課 ☎0282-81-1883

壬生町社会福祉協議会 ☎0282-82-7899

お子さん向けの学習教室も開催しています。

### ● 生活保護

県南健康福祉センター ☎0285-21-2948 ・ 健康福祉課 ☎0282-81-1883

生活保護は、病気や失業等で収入がないときや、収入が少なく生活ができないような場合に利用できます。

### ● 壬生町社会福祉協議会

☎0282-82-7899

壬生町社会福祉協議会では、様々な事業を実施しています。

#### ◇学生制服リサイクル事業

町民の皆様からご提供いただいた制服等を、就学に必要な世帯に提供しています。ご希望に添えるサイズが無い場合があります。

#### ◇春風応援事業（制服等購入支援事業）

中学校に入学する児童がいる要保護・準要保護世帯に制服等購入費用の一部を助成しています。対象者には、町学校教育課を通して、案内通知及び利用券を送付いたします。

#### ◇ハートフラワー事業（生理用品配布事業）

様々な理由で生理用品を入手することが困難な状態にある方に、生理用品等を無料配布しています。お気軽にご利用ください。お名前や住所はお聞きしません。書類等の記入も必要ありません。

【 配布場所 】 壬生町健康福祉課、稲葉出張所、南犬飼出張所、児童館  
町健康福祉センター、町内の小中学校

※各窓口に設置してあるカードをご提示ください。1袋（約40枚入り）を配布します。

#### ◇フードサポーター登録事業

緊急的に生活費が不足し生活に不安を抱えている方に対し、生活維持を図ることを目的に、町民の皆様や協力団体からご提供いただいた食料品等を提供しています。

- ・利用を希望される際には、生活状況等の確認をさせていただきます。
- ・この事業は一時的な支援であって、継続利用はできません。

#### ◇壬生町ひまわり会



壬生町にお住まいの、お子さんを抱えているひとり親（母子・父子）家庭の方及び寡婦家庭の方を対象に、日帰り研修、いちご狩り、ワークショップ、ボランティア活動やふくしまつりへの売店出店など様々なイベントや活動を通して、情報交換を行っています。（年会費：1,000円）

## 5.学費等のこと

お子さんの進学や就学に必要な費用について、免除・減額・給付・貸付などの制度があります。

### (1) 学費等について

#### 【幼保】 幼児教育・保育の無償化

こども未来課 ☎0282-81-1831

0～2歳児 	第2子以降 無償化 または免除	所得要件なし ※申請が必要な場合もあります。
3～5歳児	完全無償化：所得要件・年齢要件なし	

#### 【小中】 就学援助制度

学校教育課 ☎0282-81-1871

生活保護を受けている世帯（要保護）及びこれに準ずる程度困窮していると教育委員会が認めた世帯（準要保護）を対象に、小中学校でかかる費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、通学している学校にご相談ください。

#### 【全】 入学準備子育て応援券

こども未来課 ☎0282-81-1864

翌年度に小中学校・高校に入学を予定している児童の保護者に、入学前年の9月下旬に壬生町共通商品券を配布しています。

小中学校入学予定児童	5,000円分の壬生町共通商品券	～使用期限～ 翌年2月末日
高 校 入学予定児童	10,000円分の壬生町共通商品券	

#### 【小】 学童保育利用料補助

こども未来課 ☎0282-81-1864

就学援助制度を利用されているご家庭を対象に、学童保育利用料の全部または一部を助成しています。

要保護世帯の方	月の利用料の全額または6,000円のいずれか少ない額
準要保護世帯の方	月の利用料の1/3または2,000円のいずれか少ない額

#### 【高】 壬生町奨学金

学校教育課 ☎0282-81-1871

壬生町では、経済的な理由により修学が困難な方（準要保護世帯に準ずる世帯）に対し、高等学校に進学するための奨学金を給付しています。

県立高校	50,000円（年額）
私立高校	100,000円（年額）

※申請は在籍する中学校となります。認定された際には5月末に給付いたします。



【高】 **高等学校等就学支援金**

高校の授業料の負担軽減（授業料の一部を国が助成）

	給付月額上限	所得要件
公立	9,900円	保護者の住民税所得割額合計が 30万4,200円未満
私立	収入に応じて9,900円×1.0～2.5	

※申請は在籍する学校となります。

【高】 **奨学のための給付金**

高校の授業料以外の教育費

	給付年額	対象者
国公立	32,300円～143,700円	・生活保護世帯
私立	52,600円～152,000円	・住民税非課税世帯

※お問い合わせ  
 公立) 栃木県教育政策課 ☎028-623-3354  
 私立) 栃木県文書学事課 ☎028-623-2056

【高】 **高等学校等修学資金（貸与・無利子）※併給禁止**

	貸与月額	対象者
国公立 自宅通学	18,000円	・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年の総収入が生活保護基準額の 1.5倍以下
国公立 自宅外通学	23,000円	
私立 自宅通学	30,000円	
私立 自宅外通学	35,000円	

※お問い合わせ 公立) 栃木県教育政策課 ☎028-623-3355

【高】 **定時制・通信制修学奨励費（貸与・無利子）※併給禁止**

貸与月額	対象者
15,000円	・年間所得が279万円以下 ・本人が扶養されている場合又は扶養親族がいる場合は一定所得以下
	※定時制・通信制課程を卒業した場合は返還を免除

※お問い合わせ 栃木県高校教育課 ☎028-623-3389

【高】 **栃木県育英会奨学金（貸与・無利子）※併給禁止**

	貸与月額	対象者
国公立	18,000円	・学力基準（成績が3.0以上）
私立	30,000円	・両親の前年の所得金額が一定額以下

※お問い合わせ (公財) 栃木県育英会 ☎028-623-3459

【高】 **母子父子寡婦福祉貸金（修学貸付） ※減額あり**

		貸与月額	対象者
国公立	自宅通学	27,000円	・母子、父子家庭の子・父母がいない子 
国公立	自宅外通学	34,500円	
私立	自宅通学	45,000円	
私立	自宅外通学	52,500円	

※お問い合わせ

県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

【大】 **栃木県育英会一般奨学金（貸与・無利子） ※併給禁止**

		貸与月額	対象者
自宅通学	30,000円	・学力基準（平均成績が3.0以上） ・両親の前年の所得金額が一定額以下	
自宅外通学	38,000円		

※お問い合わせ

（公財）栃木県育英会 ☎028-623-3459

【大】 **母子父子寡婦福祉貸金（修学貸付） ※減額あり**

		貸与月額	対象者
国公立	自宅通学	67,500円	・母子、父子家庭の子 ・寡婦の20歳以上の子 ・父母がいない子
国公立	自宅外通学	76,500円	
私立	自宅通学	98,500円	
私立	自宅外通学	115,000円	

※お問い合わせ

県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

【大】 **高等教育の就学支援新制度**

住民税非課税世帯とそれに準じる世帯の大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校に通う学生は、授業料・入学金の免除もしくは減額と給付型奨学金の支給が受けられます。

詳細は… 文部科学省特設サイト「高等教育の就学支援新制度」

日本学生支援機構 奨学金ホームページ 「奨学金の制度（給付型）」

※お問い合わせ

給付型奨学金… 日本学生支援機構

奨学金相談センター ☎0570-666-301

授業料等減免… 在学又は進学先の学校

【大】 **日本学生支援機構の奨学金「第一種」「第二種」（高校3年～）**

大学等に在学する方を対象とするものと、進学を予定している方（高等学校3年生）を対象とするものがあります。

「第一種」は無利子、「第二種」は有利子です。

※お問い合わせ

日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

## 【大】 日本政策金融公庫教育一般貸付（国の教育ローン）

家計の教育費の負担を軽減し、子どもたちの進学・在学を応援するために設けられている日本政策金融公庫が行う公的な融資制度で、長期固定金利でいつでも必要なときに申し込むことができます。奨学金とも併用できます。

・融資限度額：350万円（一定の要件に該当する場合は450万円）

※お問い合わせ 教育ローンコールセンター ☎0570-00-8656

または ☎03-5321-8656

月～金 午前9時～午後7時 土日祝日、年末年始を除く

## 【小中】 交通遺児貸付金

交通事故により保護者が亡くなられたり、重度後遺障がいを残すこととなった家庭の中学校卒業までの子どもに対して貸付を行っています。

◆貸付金額 一時金 155,000円 育成貸金月額 20,000円

入学支度金（小中学校入学時） 44,000円

◆貸付期間 中学校卒業まで

◆据置期間 貸付終了後1年間（高校、大学に進学する場合は卒業まで）

◆利子等 無利子、20年償還

※お問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構栃木支所 ☎028-622-9001

## 【高大】 交通遺児育英会奨学金

保護者が道路上の交通事故が原因で亡くられたり、重度後遺障がいになられたため、経済的に就学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与（一部給付）して、高校や大学などへの進学を支援し、社会有用の人材を育成することを目的としています。

※お問い合わせ （公財）交通遺児育英会 奨学課 ☎0120-521-286

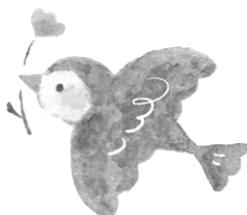
## 【高大】 あしなが育英会

病気、災害、自死（自殺）など道路上に交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障がいを負っている家庭の子どもたちへの奨学金制度を実施しています。

高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児たちに奨学金（無利子+給付）を交付しています。

※お問い合わせ 一般財団法人あしなが育英会

あしなが育英会奨学課 ☎0120-77-8565



## 6.仕事のこと

就労支援など、仕事に関する記事を記載しましたので、参考にしてください。

### (1) 就労支援について

#### ● 母子家庭等就業・自立支援センター

ハローワークと連携した求人情報のパソコン検索や独自開拓した求人情報を提供し、就業相談を行うほか、弁護士による無料法律相談や中小企業診断士による起業相談を行っています。

ほかにも、介護職員初任者研修や医療事務研修、パソコン研修等の就業支援講習会を無料（テキスト代のみ有料）で行っています。

	宇都宮市野沢町4-1 パルティ男女共同参画センター内 電話 028-665-7801 FAX 028-665-7802 公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会
利用時間：火～日曜日 9時～16時（休館日 毎週月曜日・祝休日・年末年始）	

#### ● 母子・父子自立支援プログラム策定事業 県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

児童扶養手当受給者のうち希望する者に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。

#### ● 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業・自立を目指し就職に結びつく資格や技能を身に着けるため、指定された講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の6割に相当する額（上限あり）は支給されます。

注1）受講前の事前申請が必要で、一定の所得制限があります。

注2）雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がある方については、その給付金を差し引いた額が支給されます。

#### ● ひとり親家庭高等訓練促進給付金等事業 県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

母子家庭の母及び父子家庭の父が、資格取得のための養成訓練（6ヶ月以上のカリキュラム）を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間の全期間（上限48ヶ月）訓練促進費が支給されます。

注1）支給要件等の審査のため、受講前に事前相談が必要です。

注2）求職者支援制度における職業訓練受講給付金を受けている方は対象外です。

[内容]

対象資格 看護師、準看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、LPI認定資格、シスコシステムズ認定資格等

※介護福祉士及び保育士は、求職者支援制度の利用が優先

支給額 月額10万円（住民生非課税世帯は70,500円）

※修業最終年限の支給額は4万円を加算

## ● ひとり親家庭高等訓練促進貸付事業

母子家庭の母及び父子家庭の父のうち、高等職業訓練促進給付金を受けて養成機関に入学する方や、養成機関卒業後資格を取得した方を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。

貸付を受けられる方： 高等職業訓練促進給付金の支給を受けていること。

貸付額： 入学準備金 養成機関への入学時に、50万円を上限に貸付

就職準備金 養成機関終了後、資格を取得した場合に20万円を上限に貸付

貸付金の返還免除： 養成機関終了から1年以内に資格を活かして就職し、5年間その職に従事した場合には、貸付金の返還を免除します。

その他： 連帯保証人を立てる場合には無利子となります。

事前に高等職業訓練促進給付金の申請手続きが必要となりますので、県南健康福祉センターにて事前相談を行ってください。

※お問い合わせ

母子家庭等就業・自立支援センター ☎028-665-7801

## ● 産業技術専門学校

就職に必要な知識や技能を身に着けるために、訓練期間が2か月から12か月までの短期課程と2年間の普通課程（本科・高等コース・資格取得コース）の職業訓練を行っています。短期課程については、民間の教育訓練機関等に委託し、託児サービスの利用が可能なコースや育児中の方などを対象とした短時間の職業訓練も実施しています。

普通課程（木造建築科除く）は、授業料の負担があります（家庭の収入状況により減免となる場合有）が、短期課程及び普通課程（木造建築科・資格取得コース）は、テキスト代等の実費負担のみで、授業料は無料です。

※お問い合わせ

栃木公共職業安定所 ☎0282-22-4135

栃木県立県央産業技術専門学校	宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6374
栃木県立県北産業技術専門学校	那須町高久甲5226-24	0287-64-4000
栃木県立県南産業技術専門学校	足利市多田木町76	0284-91-0803

## ● 公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望される方に対する職業相談及び職業紹介、求人情報の提供、公的職業訓練（ハロートレーニング）のあっせんなどを行います。

定期的に出張相談を役場でも実施しています。

※お問い合わせ

栃木公共職業安定所 ☎0282-22-4135

## ● マザーズコーナー（ハローワーク宇都宮駅前プラザ内）

子育てと仕事の両立を希望している方へ就職支援を行っています。子ども連れでもゆっくり相談ができるよう、キッズスペースを設置し、お子さんの安全面を配慮する保育士も配置されています。

予約による相談も行います。

※ハローワーク小山にもマザーズコーナーが設置され同様のサービスを実施していますが、保育士は配置されておりません。

※お問い合わせ

ハローワーク宇都宮駅前プラザ ☎028-623-8609

## ● 求職者支援制度

雇用保険を受給できない方などが、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

[内容]

支援内容： ・再就職に必要なスキルを身につけるための職業訓練を受講できます。  
・訓練中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援をします。  
・収入、資産などの一定要件を満たす方に、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当＝月額10万円、通所手当＝通所経路に応じた所要額）を支給します。

対象となる方： 働く意思と能力があること  
ハローワークに求職の申し込みをしていること  
雇用保険に加入できない、または雇用保険を受給中でないこと  
職業訓練などの支援が必要であるとハローワーク所長が認めたこと

受講できる訓練： 訓練期間は、1コース3～6か月です。  
「基本コース」多くの職種に共通する基本能力を取得する  
「実践コース」特定の職種の職務に必要な実践的能力を取得する  
※詳細は、栃木県労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

※お問い合わせ

栃木公共職業安定所 ☎0282-22-4135

## 7.優遇制度

ひとり親家庭の方が受けられる可能性のある優遇制度について記載しましたので、参考にしてください。

### (1) 税の軽減

#### ● ひとり親控除 所得控除額 所得税35万円 住民税30万円

所得者本人が、現に婚姻をしていない人（死別又は離別に限らず、未婚も含む）又は配偶者の生死が明らかでない人で、次に掲げる人

- 1 生計を一にする子がいる人
- 2 年間の所得が500万円以下であること
- 3 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいないこと

#### ● 寡婦控除 所得控除額 所得税27万円 住民税26万円

所得者本人が、ひとり親に該当しないで、次に掲げる人

- 1 夫と離婚又は死別してから婚姻していない人で扶養親族がいる人、又は、夫の生死が明らかでない人
- 2 年間の所得が500万円以下であること
- 3 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいないこと

#### ● 住民税の非課税

障害者、未成年、寡婦又はひとり親で前年の所得が135万円以下の方、生活保護世法による生活扶助を受けている方などは、住民税が非課税となります。

(2) その他の制度

● JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている世帯に属している人は、JR東日本旅客鉄道(株)の通勤定期車券を購入する場合に、3割引で購入することができます。事前に、町が発行する定期券の購入証明書が必要です。

※お問い合わせ

こども未来課 ☎0282-81-1864

● ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親とその子どもが、高卒認定試験の合格を目指すために講座を受講した場合に、その受講料の一部を給付します。

ただし、児童扶養手当の受給を受けているかまたは同等の所得水準にある方に限りま

す。  
※お問い合わせ

県南健康福祉センター ☎0285-21-2948

・・・メモ・・・

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

